兵庫版道徳教育副読本（４種類）の印刷
入札申請関係書類

① 入札公告（写し）
② 入札説明書
③ 仕様書
④ 提出書類の注意事項
⑤ 契約書（ひな型）
⑥ 誓約書
⑦ 入札内訳書
⑧ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書
⑨ 誓約書（規則運用様式８）

＜ 担 当 ＞
兵庫県出納局物品管理課　物品班　児玉
〒６５０－８５６７
神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号
TEL　０７８－３４１－７７１１（内線 75787）
FAX　０７８－３６２－３９２８

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月20日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫版道徳教育副読本（小学校１・２年生用）の印刷	38,600冊
兵庫版道徳教育副読本（小学校３・４年生用）の印刷	41,400冊
兵庫版道徳教育副読本（小学校５・６年生用）の印刷	45,100冊
兵庫版道徳教育副読本（中学校用）の印刷	42,600冊

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和９年３月５日（金）まで

(4) 納入場所

県が指定する場所（神戸市内１カ所）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

２　一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県出納局物品管理課　担当　児玉
電話(078)341-7711　内線75787　　ＦＡＸ(078)362-3928

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和８年11月20日（金）から同月27日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（令和８年11月27日（金）は午後４時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年 11 月 20 日（金）から同月 27 日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和８年12月４日（金）午後２時　出納局物品管理課

(5)入札書の提出期間

電子入札により、令和８年12月２日（水）午後５時から同月４日（金）午後２時まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に行うこと。

４　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ　入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ　再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

兵庫版道徳教育副読本（４種類）の印刷に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

兵庫版道徳教育副読本（小学校１・２年生用）の印刷	38,600冊
兵庫版道徳教育副読本（小学校３・４年生用）の印刷	41,400冊
兵庫版道徳教育副読本（小学校５・６年生用）の印刷	45,100冊
兵庫版道徳教育副読本（中学校用）の印刷	42,600冊

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和９年３月５日（金）

(5) 納入場所

県が指定する場所（神戸市内１カ所）

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年11月27日（金）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて４(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札参加の申込み

(1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

(2) 参加申込の期間

令和８年 11 月 20 日（金）から同月 27 日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後８時まで（令和８年 11 月 27 日（金）は午後４時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年 12 月２日（水）午後５時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

４　仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等交付書類に関して質問がある場合、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア　受付期間

持参の場合は、令和８年 11 月 20 日（金）から同月 27 日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年 11 月 20 日（金）から同月 27 日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時（令和８年 11 月 27 日（金）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１）

電話番号(078)341-7711 担当　児玉（内線 75787）　ＦＡＸ(078)362-3928

ウ　提出書類

質問書（様式は任意）

エ　提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

令和８年 12 月２日（水）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

５　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

６　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和８年 11 月 20 日（金）から同月 27 日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時か

ら午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

7　入札・開札の場所及び日時

(1) 場所　出納局物品管理課

(2) 日時　令和８年 12 月４日（金）午後２時

8　入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和８年 12 月２日（水）午後５時から同月４日（金）午後２時まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に入札を行うこと。

9　入札書の作成方法

(1) 電子入札共同運営システムにより入札する。

(2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額を、令和８年 12 月３日（木）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年 12 月３日（木）以前の任意の日を開始日とし、同月 16 日（水）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のし

た入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12　落札者の決定方法

(1) 前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

①　入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

②　入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③　入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13　入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和８年 12 月 16 日（水）まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15　契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に作成

しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア　落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ　契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18　調達事務担当部局

〒650-8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５-10-１

兵庫県出納局物品管理課　担当　児玉　(電話番号：(078)341-7711　内線 75787)

一般競争入札（制限付）

参加申請期限	入札期限	納　期	N0	品　目	数　量	仕　様	納入場所	見本等の棚番号	管理課担当者	部局担当者（内線）
11/27 16:00	12/4 14:00	3/5 17:00	1	兵庫版道徳教育副読本（小学校1・2年用）	38,600　冊	電子組版、B5タテ、 並製本、表紙くるみ、あじろ綴じ、 背文字あり、ページうちあり 総頁：100P、印刷：98P、 植物油型インク使用に伴う環境ラベル表示（ソイシール表示等）あり、 色校正1回（色校正時に文字校正も行います） 〈表紙〉 総頁：4P、印刷：2P、 刷色（4／4）、 再生白板紙格子加工：四六版19．5kg（総合評価値80以上、白色度85%以上）、 ノド側にスジ入れ ※片面にニス有り 〈本文〉 総頁：96P、印刷：96P、 刷色（4／4）、 再生マットコート紙：四六版70kg（総合評価値80以上、白色度85%以上） 二次元コード及びキャプション追加8点（二次元コードの作成は兵庫県が行う。） 電子データ支給あり（Adobe Illustrator CS5、媒体DVDR）、 構成上の修正あり、 写真支給46点（Adobe Illustrator CS5）、 イラスト支給24点（Adobe Illustrator CS5）	県が指定する場所（神戸市内1カ所）	活47	児玉	教育委員会事務局 義務教育課 初等・中学校教育班 谷田 （内線：79052）

一般競争入札（制限付）

参加申請期限	入札期限	納　期	NO	品　目	数　量	仕　様	納入場所	見本等の棚番号	管理課担当者	部局担当者（内線）
11/27 16:00	12/4 14:00	3/5 17:00	2	兵庫版道徳教育副読本（小学校3・4年用）	41,400　冊	電子組版、B5タテ、 並製本、表紙くるみ、あじろ綴じ、 背文字あり、ページうちあり、 総頁：108P、印刷：106P、 植物油型インク使用に伴う環境ラベル表示（ソイシール表示等）あり、 色校正1回（色校正時に文字校正も行います） 〈表紙〉 総頁：4P、印刷：2P、 刷色（4／4）、 再生白板紙格子加工：四六版19．5kg（総合評価値80以上、白色度85%以上）、 ノド側にスジ入れ ※片面にニス有り 〈本文〉 総頁：104P、印刷：104P、 刷色（4／4）、 再生マットコート紙：四六版70kg（総合評価値80以上、白色度85%以上） 電子データ支給あり（Adobe Illustrator CS5、媒体DVDR）、 構成上の修正あり、 写真支給42点（Adobe Illustrator CS5）、 イラスト支給25点（Adobe Illustrator CS5）	県が指定する場所（神戸市内1カ所）	活48	児玉	教育委員会事務局 義務教育課 初等・中学校教育班 谷田 （内線：79052）

一般競争入札（制限付）

参加申請期限	入札期限	納　期	N0	品　目	数　量	仕　様	納入場所	見本等の棚番号	管理課担当者	部局担当者（内線）
11/27 16:00	12/4 14:00	3/5 17:00	3	兵庫版道徳教育副読本（小学校5・6年用）	45,100　冊	電子組版、B5タテ、 並製本、表紙くるみ、あじろ綴じ、 背文字あり、ページうちあり 総頁：128P、印刷：126P、 植物油型インク使用に伴う環境ラベル表示（ソイシール表示等）あり、 色校正1回（色校正時に文字校正も行います） 〈表紙〉 総頁：4P、印刷：2P、 刷色（4／4）、 再生白板紙格子加工：四六版19．5kg（総合評価値80以上、白色度85%以上）、 ノド側にスジ入れ、 ※片面にニス有り 〈本文〉 総頁：124P、印刷：124P、 刷色（4／4）、 再生マットコート紙：四六版70kg（総合評価値80以上、白色度85%以上） 電子データ支給あり（Adobe Illustrator CS5、媒体DVDR）、 構成上の修正あり、 写真支給57点（Adobe Illustrator CS5） イラスト支給30点（Adobe Illustrator CS5）	県が指定する場所（神戸市内1カ所）	活49	児玉	教育委員会事務局 義務教育課 初等・中学校教育班 谷田 （内線：79052）

一般競争入札（制限付）

参加申請期限	入札期限	納　期	NO	品　目	数　量	仕　様	納入場所	見本等の棚番号	管理課担当者	部局担当者（内線）
11/27 16:00	12/4 14:00	3/5 17:00	4	兵庫版道徳教育副読本（中学校用）	42,600　冊	電子組版、B5タテ、 並製本、表紙くるみ、あじろ綴じ、 背文字あり、ページうちあり、 総頁：140P、印刷：138P、 植物油型インク使用に伴う環境ラベル表示（ソイシール表示等）あり、 色校正1回（色校正時に文字校正も行います） 〈表紙〉 総頁：4P、印刷：2P、 刷色（4／4）、 再生白板紙格子加工：四六版19．5kg（総合評価値80以上、白色度85%以上）、 ノド側にスジ入れ、 ※片面にニス有り 〈本文〉 総頁：136P、印刷：136P、 刷色（4／4）、 再生マットコート紙：四六版70kg（総合評価値80以上、白色度85%以上） ※修正箇所あり（詳細は別紙特別仕様のとおり） 電子データ支給あり（Adobe Illustrator CS5、媒体DVDR）、 構成上の修正あり、 写真支給59点（Adobe Illustrator CS5）、 イラスト支給28点（Adobe Illustrator CS5）	県が指定する場所（神戸市内1カ所）	活50	児玉	教育委員会事務局 義務教育課 初等・中学校教育班 谷田 （内線：79052）

留意事項

1　印刷インキは、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたものを使用すること。

2　原則として、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」（日本印刷産業連合会）に掲載された古紙リサイクル適正ランクリストのAランクの紙、インキ、加工資材等を使用すること（表紙を除く）。ただし再生紙の入手が困難な場合は再生紙でなくても結構です。

3　30冊（「小学校1・2年用」のみ40冊）で梱包し、クラフト紙で梱包した状態で納品すること。

4　梱包の側面に梱包内容が分かるよう、「依頼主（兵庫県）」、「宛先名」、「成果物名」、「納入冊数」及び「梱包数」等を表示した表示票を貼付すること。

5　原稿確定日は、令和9年2月5日（金）になります。

6　仕様の詳細は別紙「特別仕様」のとおり。

7　電子データ納品あり（ Illustrator等の編集データ及びPDFファイル（高精細、軽量の2種類））。

8　納入先への送料や梱包等にかかる費用等すべての経費を含めて見積願います。※　諸費用は項目を増やさず、各項目の単価に含めてください。

9　落札業者の方は、打ち合わせのため、義務教育課　初等・中学校教育班　谷田までご連絡のうえ、お越し願います。

様式第１号（第４関係）

総担当務課					発行課				

登録済印	

図書館等への送付（原則として送付する）		○送付（13部）・非送付
姉妹州大学等への送付	大学等	送付（10部）・○非送付
	姉妹州	送付（９部）・○非送付
	海外県人会	送付（３部）・○非送付

刊扱行主物任取印	

登録番号	

刊行物発行企画書兼仕様書

発行課名　義務教育課

刊行物等の名称	兵庫版道徳教育副読本	内容	道徳教育副読本	広報刊行物 庁内刊行物
配布対象	県内公立小・中・特別支援学校児童生徒	配布方法	配送	有料領布　有　(無) 有料広告　有　(無)

種類	(1) 単行本又は雑誌形式のもの 2　パンフレット・リーフレット形式のもの 3　ポスター・地図・絵はがき形式のもの 4　その他のもの	納入場所	県が指定する場所(神戸市内１カ所)
数量	枚　167,700冊(4種類合計) （　　）枚 ×（　　）組 ×（　　）冊	納期	令和９年３月５日17時
規格	A　1・2・3・4・(5)・6　B　(タテ)　ヨコ　変形　タヨ　㎜×　インチ×　ヨコ　㎜　インチ	製本	組版・原稿撮影・その他（　　）
印刷	(オフセット)・フォーム印刷・その他（　　）		データ支給(修正：(有)・無)　ソフト（Illustrator）媒体（DVDR）バージョン（CS5）

	頁数(印刷頁数)	刷色	紙質	紙厚	総合評価値	白色度	デザイン・レイアウト	その他
表紙	4P（　2P）	4／4	再生白板紙格子加工	四六判 19.5kg	80以上	85%以上	要(　案提案)・不要	
本文(　)	特別仕様のとおり	4／4	再生マットコート紙	四六判 70kg	80以上	85%以上	要(　案提案)・不要	背文字有り
ケース	P（　P）	／			以上	以上	要(　案提案)・不要	
仕切	P（　P）	／			以上	%以上	要(　案提案)・不要	
見返	P（　P）	／			以上	%以上	要(　案提案)・不要	

帳票		刷色	紙質	紙厚	発色	減感	その他
	1枚目	／				有・無	(頁うち)　ナンバリング　その他（　　）
	2枚目	／				有・無	
	3枚目	／				有・無	
	4枚目	／				有・無	

写真	支給	データ　ソフト（Illustrator）媒体（DVDR）バージョン（CS5）	204点
		紙焼（カラー・白黒）	点
		ポジ・ネガ	点
	業者準備	レンタルポジ	点

イラスト	支給	データ　ソフト（Illustrator）媒体（DVDR）バージョン（CS5）	107点
		紙（カラー・白黒）	点
	作成	表紙（各　案提案）	点
		本文（各　案提案）	点
		その他（各　案提案）	点

仕上り	ばら　二ツ折　三ツ折　観音折　無線とじ　平とじ　中とじ ブロック（天のり・左のり）　マーブル巻き　クロス巻き 穴あけ（２・４・多）　ミシン（　本）　点のり　線のり　クリンプとめ　ヨコ貼　センター貼 上製本（糸とじ）　(その他)(並製本　表紙くるみ　あじろ綴じ)

校正	校正（　回）　色校正（　１回）　責任校正	担当者氏名　谷田　徳史 義務教育課初等・中学校教育班（内線79052）
著作権	著作権は、県に　帰属する　・　(帰属しない)	電子データ納品　(有)　・　無　※有る場合は備考に詳細記入

備考	・特別仕様については、別紙に記載。 ・PDFをホームページに掲載するとともに、内部資料として使用する。 ・電子データは「Illustrator等の編集データ」、「PDFデータ（高精細、軽量の２種類）」を納品すること。

注１　必要な箇所を○で囲むこと。

２　印刷見本があるときは、添付すること。

３　図書館等への送付部数13部の内訳は、県立図書室１部、議会図書課１部、県民情報センター11部（中央２部、地域９部）である。

別　紙

特　別　仕　様

１　品　　名

「兵庫版道徳教育副読本」４種類

２　規　　格

小学校１・２年	「こころ　はばたく」	Ｂ５判タテ	表紙	４頁	本文	96頁
小学校３・４年	「心　きらめく」	Ｂ５判タテ	表紙	４頁	本文	104頁
小学校５・６年	「心　ときめく」	Ｂ５判タテ	表紙	４頁	本文	124頁
中学校	「心　かがやく」	Ｂ５判タテ	表紙	４頁	本文	136頁

３　数　　量

小学校１・２年	「こころ　はばたく」	38,600冊
小学校３・４年	「心　きらめく」	41,400冊
小学校５・６年	「心　ときめく」	45,100冊
中学校	「心　かがやく」	42,600冊

４　用　　紙

表　紙　再生白板紙（両面白）格子加工　四六判19.5㎏（総合評価値80以上）

但し、再生紙の入手が困難な場合は白板紙（両面白）格子加工　四六判19.5㎏

本　文　再生マットコート紙　四六判70㎏（総合評価値80以上）

但し、再生紙の入手が困難な場合はマットコート紙　四六判70㎏

５　組　　版

(1) 原稿の提供　電子媒体（Word、Adobe Illustrator CS５、写真データ、画像データ）

（原稿確定日は令和９年２月５日（金）になります。）

(2) 修正組版ルール

・目次、本文について、フォント、ポイント、ルビ等、現状の組版ルールに従う。

・巻末見開きイラストページについて、現状モチーフにあわせてデザインする。

(3) 修正箇所（全副読本４種共通）

ア　全副読本４種共通

・巻末見開きイラストページ

・本文　作者プロフィール（一部）

・奥付　発行年月、登録番号

イ　中学校　「心　かがやく」のみ

・目次（Ｐ４２のタイトル修正）

・Ｐ４２の本文タイトル修正

・Ｐ４３右下写真のキャプション修正

・Ｐ４５の左端　写真及びキャプション追加

ウ　小学校１・２年「心　ときめく」

・二次元コード及びキャプション追加（二次元コードの作成は兵庫県が行う。）

※他の副読本に関して、二次元コード（兵庫県が作成）及びキャプションについては修正があれば随時

※写真204点（小学校低学年用46点、小学校中学年用42点、小学校高学年用57点、中学校用59点）及びイラスト107点（小学校低学年用24点、小学校中学年用25点、小学校高学年用30点、中学校用28点）を含む

６　校　　正

(1) 読本４種類：色校正１回（色校正時に文字校正も行う。）

(2) 校正紙は、出力紙全ページを１部にまとめたものを、３セット提出すること。

(3) 提出された校正に対し兵庫県が朱書きで加筆、修正及び削除した加除原稿を集約し、それらを基に正確な修正作業を行うこと。

(4) 入稿から校了に至るまでの修正に関し、各段階の校正原稿を提出する際には、受託者は必ず内校正作業を実施し、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。

(5) 校正原稿の訂正を、校正原稿の交付日中に行うように指示する場合があるので、兵庫県と協議の上、受託者は対応すること。

(6) 最終校正後、「Illustrator等の編集データ」、「PDFデータ（高精細、軽量の２種類）」をDVD-R等の電磁的記録媒体に記録された電子データで納品すること。

ア　ファイルのセキュリティ制限は行わないこと。

イ　ファイルの様式、画質、データサイズ等は納品の前に確認し、了承を得ること。

(7) その他、兵庫県の指示に従うこと。

７　印　　刷

表　紙　オフセット印刷　両面４色刷り（片面ニスあり）

本　文　オフセット印刷　両面４色刷り

※印刷インキは、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が１％未満の溶剤のみを用いたものを使用すること。

８　紙のリサイクルにおいて阻害要因となる材料の不使用

紙へのリサイクルにおいて阻害要因にならない材料を使用し、印刷物にリサイクル適正を表示すること。

表紙を除いて、原則として、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」（日本印刷産業連合会）に掲載された古紙リサイクル適正ランクリストのAランクの紙、インキ、加工資材等を使用すること。

９　製　　本

並製本　表紙くるみ　あじろ綴じ

表　紙　ノド側にスジ入れ

10　梱　　包

(1) 梱包を担当する者は、梱包単位ごとに印刷の精度について、目視等の検査を行った後梱包すること。

(2) 30冊（小学校１・２年「こころ　はばたく」のみ40冊）で梱包し、クラフト紙で梱包した状態で納品すること。

(3) 梱包の側面に梱包内容が分かるように明示すること。

11　納入に関する業務

(1) 納入場所：県が指定する場所（神戸市内１カ所）

(2) 納入にあたっては、配送受託者と事前に打ち合わせを行うこと。

12　納　　期

令和９年３月５日（金）17時

13　履行体制について

本業務の履行は、原則として一貫して自社内の主たる工場でのみ行うこと。

ただし、他社工場を含む複数の工場で履行する場合であっても、下記15-(1)-(ｲ)において自社内の主たる工場で行う履行体制に加え、確実に履行できる体制を確保すること。

14　セキュリティの確保及び事故対応等

(1) 受託者は、各種セキュリティの確保に関して、兵庫県の指示に従い実施する。なお、受託者は、本業務に係るデータ及び書類等の漏えい、改ざん、消去及びウイルス感染等が発生することを防止し、当該データ及び書類の保管に当たり、施錠できる保管庫を用いることはもとより、保管責任者を定めて管理を徹底すること。

(2) 受託者は、契約期間中に紛失、損傷、火災、盗難等の異常事態が発生した場合には、臨機の措置を講ずるとともに、直ちにその内容を兵庫県に連絡し、必要な指示を受け処置すること。

15　その他の注意事項

(1) 受託者は、本業務の履行に着手する前に速やかに下記事項について書面等を提出すること。

ア　製造スケジュール

イ　社内体制図等（本業務の履行を可能とする工程管理、品質管理、製品検査及び履歴管理の体制が確認できる書面）

(2) 受託者は、契約期間中、通常考えうる最大限の注意を払い、本業務を行う。

(3) 製品の納入後、不良品が発見された場合には、速やかに製造履歴を遡及し発生原因及び影響の範囲を特定し、書面により報告するとととともに、兵庫県の指示に従い遅滞なく代替品を納入すること。

(4)　受託者は、受託者の故意・過失により、兵庫県が本業務における被った全ての被害について、一切の責任を負う。また、物品の納入前に生じた損害は、すべて受託者の負担とする。ただし、その損害のうち兵庫県の責に帰すべき理由により生じたものについては、兵庫県が負担する。

(5)　受託者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても本業務において知り得た秘密を厳守しなければならない。

(6) 受託者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、本業務のために提供された情報又は媒体を、本業務遂行以外に使用してはならない。

(7) 受託者は、提案、報告及び相談等を行う場合には、原則として書面をもって行い、内容について兵庫県の承認を得る。

なお、兵庫県又は受託者が本業務に関し説明の必要があると認める場合には、兵庫県事務室内において行う。

(8) 受託者は、本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合には、兵庫県職員の指示に従い実施する。

(9) つぎの表示を裏表紙に印刷すること。

植物油型インキ使用に伴う環境ラベル表示（ソイシール表示等）

なお、表示に伴うマーク等の版下は受託者が作成すること。

提出書類等の注意事項

１　参加申請・質問書等の提出について（期限：令和８年 11 月 27 日（金）午後４時）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

※　参加申請時に下記の質問書等のファイルを添付し、提出することができます。

仕様に関する質問がある場合には、質問書（様式は任意）により、期日までに物品管理課担当まで提出してください。可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（ＦＡＸ及び持参による提出を妨げるものではありません。）

質問の回答は、令和８年 12 月２日（水）午後５時頃を予定しています。

２　入札保証金の納付について（令和８年 12 月３日（木）正午締切）

①　入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

②　２年以内の県との契約実績が物品管理課で確認できない場合は、別途送付する「納入実績報告書」に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

３　入札書提出の際に必要となる入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書を添付してください。入札内訳書には、金額等を記載してください。

４　入札額について

入札金額は、消費税及び地方消費税（相当額）を含まない額としてください。

※　消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

５　開札日時：令和８年 12 月４日（金）午後２時

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和８年 12 月２日（水）午後５時から同月４日（金）午後２時までの間に、電子入札共同運営システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。なお、同システムは毎日午前９時から午後８時までの間に利用できます。（土曜・日曜日、祝日を除く。）

６　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札共同運営システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和８年 12 月７日（月）午後２時を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

７　契約時について（落札業者のみ）

(1)　契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア　書面の契約書の場合

物品管理課で準備する２通の契約書に記名・押印してください。

イ　電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

(2) 契約保証金

本契約と同時に、契約金額の **100 分の 10 以上**の額の契約保証金を納付して下さい。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式８（第５の 16 関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除します。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】　兵庫県出納局物品管理課物品班　児玉
ＴＥＬ：０７８－３４１－７７１１(内線 75787)　ＦＡＸ：０７８－３６２－３９２８ メールアドレス：Haruto_Kodama@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先：【兵庫県電子調達ヘルプデスク】
ＴＥＬ：０１２０－５５４－５３８　　平日（月曜～金曜日）の午前９時から午後６時まで（正午から午後１時までを除く）

収　入
印　紙

契　　約　　書

１　品　　名　　兵庫版道徳教育副読本〔４種類〕の印刷

２　規格(形式)　　仕様書のとおり

３　数　　量　　兵庫版道徳教育副読本（小学校1・2年生用）の印刷　　38,600冊
兵庫版道徳教育副読本（小学校3・4年生用）の印刷　　41,400冊
兵庫版道徳教育副読本（小学校5・6年生用）の印刷　　45,100冊
兵庫版道徳教育副読本（中学校用）の印刷　　42,600冊

４　契約金額　　￥　　－
（うち消費税及び地方消費税の額￥　　－）

５　納入期限　　令和９年３月５日（金）

６　納入場所　　県が指定する場所（神戸市内１カ所）

７　契約保証金　　￥　　－

８　納入の方法　　兵庫県の指示による。

兵庫県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総　　則）

第１条　乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

３　乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検　　査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副２通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

３　乙は、第１項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取替え）

第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第６条　甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

４　追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

５　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分　　納）

第９条　乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

２　乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第１０条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めるものとする。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第１１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。

(3)　乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第１１条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2)　乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3)　乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

第１１条の３　甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　甲は、前２条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

３　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

４　甲は、前２条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

５　前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第１２条　甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1)　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2)　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（情報の利用）

第１３条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1)　乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2)　前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

（警察の捜査への協力）

第１４条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第１５条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働

条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（履行遅延の場合の違約金）

第１６条　乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年１０．７５パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

２　乙は、第３条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

３　前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

（賠償の予約）

第１７条　乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。契約の終了後も同様とする。

(1)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(2)　刑法第198条による刑が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4)　公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5)　前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第１８条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第１９条　契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第２０条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（協　　議）

第２１条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

兵庫県知事　　齋　藤　元　彦

乙　住　　所
会　社　名
代表者名

「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

（基本的事項）

第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

２　乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第１から第５までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

（受注関係者に対する措置）

第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第１の第２項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

３　乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者(下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第３　甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４　乙は　その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５　乙は、第１項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

６　乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該下

請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

３　甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

４　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署から行政指導があった場合の措置）

第５　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

３　乙は、下請関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

４　乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第６　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

（損害賠償）

第７　乙は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第８　乙は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第１関係）

労働関係法令
（１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７）短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９） 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
（10） 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
（11） 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
（12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住　　所
会 社 名
代表者名
電　　話　（　　）　　－　　番
電子メール

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

兵庫版道徳教育副読本（４種類）の印刷

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話　（　　）　－　　番
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令
（１）　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２）　労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３）　最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４）　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５）　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６）　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７）　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８）　労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９）　健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
⑽　厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
⑾　雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
⑿　労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

入札内訳書

会社名：

件　　名　　**兵庫版道徳教育副読本（４種類）の印刷**

入札金額　　－

品　　目	数量	単価	金額（円・税別）	摘要
兵庫版道徳教育副読本 （小学校１・２年用）	38,600 冊			
兵庫版道徳教育副読本 （小学校３・４年用）	41,400 冊			
兵庫版道徳教育副読本 （小学校５・６年用）	45,100 冊			
兵庫版道徳教育副読本 （中学校用）	42,600 冊			
合　　計				

※　太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

様式第１号（第７条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　　様

所　在　地

商　　号

代 表 者 名

電 話 番 号

メールアドレス

（申告は本社代表者名で行ってください。）

案件名：兵庫版道徳教育副読本（４種類）の印刷

上記の一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり申告します。

記

１　県内に有する事業所等の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　県内に有する事業所等の所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　県内に有する事業所等の代表者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　留意事項

１　この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店･営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。

２　この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

兵庫版道徳教育副読本（４種類）の印刷

２　誓約事項

⑴　次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契　約　名	契約金額	契約の相手方

⑵　本契約についても、誠実に履行すること。

⑶　上記⑴及び⑵に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

［留意事項］

誓約書の２⑴には、過去２年間（注１）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注２）とその契約と種類（注３）及び規模（注４）をほぼ同じくする（注５）契約を数回以上（注６）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注１）「過去２年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注２）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注３）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区　分	種　　類
物品関係役務の調達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注４）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注５）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の７割に相当する金額以上のものをいう。

（注６）「数回以上」とは、２回以上をいう。